

**家庭学習のための通信機器整備支援事業により整備したモバイルWi-Fiルータ等の使用状況について(文部科学大臣宛て)**

令和2年度に整備したルータの最大貸与率が50%未満となっている事業主体において家庭学習に使用されていないルータの国庫補助金相当額	9億1706万円
--	----------

1 家庭学習のための通信機器整備支援事業の概要

文部科学省は、公立学校情報機器整備費補助金交付要綱に基づき、地方公共団体等に対して公立学校情報機器整備費補助金を交付している。補助金の対象となる事業のうち、「家庭学習のための通信機器整備支援事業」(以下「補助事業」)は、都道府県等(以下「事業主体」)に対し、公立の小学校、中学校等の児童生徒が、学校教育活動の一環としてインターネットを利用して行う家庭における学習活動(以下「家庭学習」)に必要となるモバイルWi-Fiルータ等(以下「ルータ」)の貸与を目的とした購入費を補助するものである。補助事業は、学校の臨時休業等の緊急時においても児童生徒が学習を継続できるよう、経済的にインターネット環境を整えられない家庭に対してルータを貸与することで、家庭学習が可能となるよう支援を行うものである。要綱等によれば、補助事業における補助金の交付額は、事業主体における就学援助等受給世帯<sup>(注1)</sup>の児童生徒数にルータ1台当たりの補助金の交付上限額(1万円)を乗じた額等と、実際のルータの購入費のうち補助の対象となる額とを比較して、いずれか少ない額とすることとされている。

同省は、「公立学校情報機器整備費補助金に関する自治体向けFAQ」(以下「FAQ」)等において、補助事業により整備したルータについては、緊急時に限らず平時においても有効に活用することとしている。そして、整備したルータの校外活動等への活用や、就学援助等受給世帯以外への貸与についても可能としているが、経済的にインターネット環境を整えられない家庭に対する支援という補助事業の趣旨を踏まえた適切な運用を事業主体に対して求めている。

(注1) 就学援助等受給世帯 就学援助費を受給している世帯、高校生等奨学給付金を受給している世帯又は特別支援教育就学奨励費(第1段階の支弁区分に限る。)を受給している世帯

2 本院の検査結果

<sup>(注2)</sup>  
令和2、3両年度に21都道府県の278事業主体が整備したルータ計222,892台に係る補助金交付額計20億2816万円を対象に検査した。

(注2) 21都道府県 東京都、北海道、大阪府、岩手、宮城、秋田、山形、埼玉、神奈川、新潟、石川、山梨、岐阜、静岡、三重、兵庫、奈良、山口、愛媛、大分、沖縄各県

(1) ルータの使用状況

2年度に補助事業を実施した242事業主体について、3年度末までの事業主体ごとの最大貸与率(2年度に補助事業により整備したルータ台数に占める最大貸与台数(家庭へ貸与されていたピーク時点での台数)の割合)の状況を見ると、193事業主体において、最大貸与率が50%未満と低調となっており、ルータ計101,614台分(補助金相当額9億1706万円)が、納品から1年以上にわたって家庭学習に使用されていない状況となっていた。

(2) ルータの最大貸与率が低調となっている主な要因等

上記193事業主体のうち、ルータの最大貸与率が低調となっている主な要因を把握しているとされている141事業主体について、当該要因の内容を確認したところ、「ルータの貸出希望者が想定より少ないため」としているものが74事業主体と最も多く、次いで「家庭学習が進んでいないため」としているものが56事業主体となっていた。

ア ルータの貸出希望者が想定より少ないことの主な理由

上記の74事業主体について、主な理由を確認したところ、「家庭におけるインターネット環境の整備が進んだため」としているものが、60事業主体と約8割を占めていた。60事業主体の中には、家庭におけるインターネット環境の整備が進んだこととして、新型コロナウイルス

ス感染症の感染拡大の中で、インターネット環境を整備した家庭が増加したとしているものも見受けられた。

#### イ 家庭学習が進んでいないことの主な理由

前記の56事業主体について、その主な理由を確認したところ、「家庭学習は緊急時のみ実施する方針となっているため」や、「家庭への端末の持帰りについて検討中のため」などとなっていた。

前記のとおり、同省は、ルータの家庭学習における使用に関して、FAQ等において、平時においても有効に活用することや、就学援助等受給世帯以外への貸与について前記の趣旨を踏まえた適切な運用を事業主体に対して求めている。しかし、FAQ等では、貸与が可能かどうかの具体的な判断基準は示されていないことなどから、事業主体の中には、緊急時や就学援助等受給世帯に対してのみ貸与が認められると認識しているものも見受けられた。このように、同省はルータの家庭学習における使用に関して一定の情報提供を行っているものの、事業主体においてルータの使用を検討するための情報提供としては十分でないものとなっていた。

#### (3) 今後の家庭学習における使用見込等

前記の2、3両年度に278事業主体が整備したルータ222,892台について、4年度以降、家庭学習における使用が見込まれるか、事業主体がそれぞれの状況を踏まえて独自に試算した使用見込数を徴取したところ、計142,711台については、今後の家庭学習における使用が見込まれるとされていた。一方で、計80,181台(上記の整備台数222,892台と今後の家庭学習における使用が見込まれるとした台数142,711台との差)については、今後の家庭学習における使用が見込まれないとされていた。

また、本来の目的である家庭学習における使用が見込まれないルータが相当数見受けられることを踏まえると、これらのルータについては、家庭学習における使用の妨げとならない範囲で、何らかの活用を検討することが重要であると考えられる。この点に関し、前記のとおり、同省は、FAQ等において、校外活動等への活用について、前記の趣旨を踏まえた適切な運用を事業主体に対して求めている。しかし、FAQ等では、家庭学習において使用される見込みがないルータの活用方法について明確となっていないことなどから、事業主体の中には、活用方法の検討が困難となっているものも見受けられた。このように、同省はルータの家庭学習以外の他の用途での活用に関して一定の情報提供を行っているものの、事業主体においてルータの活用方法を適切に検討するための情報提供としては十分でないものとなっていた。

#### 3 本院が表示する意見

同省において、補助事業により整備したルータが、今後、可能な限り有効に活用されるなどするよう、次のとおり意見を表示する。

ア ルータの家庭学習における使用が低調となっている理由を事業主体に確認させた上で、これを踏まえ、ルータの家庭学習における使用を促進するための方策を検討し、その結果を事業主体に対して周知すること

イ 家庭学習における使用の妨げとならない範囲でルータの家庭学習以外での有効活用を図るための用途や方法を検討し、その結果を踏まえ、参考となる事例を紹介するなど適切な活用方法を事業主体に対して周知すること